

# 高知くらしの護身術

209

## 貴金属の買い取り

### 業者名、許可証確認して

(2011年5月24日掲載原稿)

最近、消費者の自宅を訪問し、金やプラチナ等の貴金属アクセサリーを買い取る業者とのトラブルが問題になっています。

いったん業者の手に貴金属等が渡ってしまうと、取り戻すことは困難であることから、国民生活センターでは消費者へ注意を呼びかけています。

トラブル内容としては、① 買い取り価格が安すぎると思ったが解約できなかった。② 取り戻したいが業者と連絡がとれない。③ 高齢者が一人にいるところを突然来訪され、強引な勧誘が怖くて買い取りに応じた。④ 最初に業者は着物を買い取るという話であったにも関わらず、強引に貴金属を買い取られた。

・・・などというものがあります。

このように不意打ち的に買い取りを勧誘された場合には、買い取り価格が妥当かどうか比較検討できないまま契約させられることとなります。

また、消費者が物品を業者に売却する取引は消費者保護を目的とする特定商取引法の適用は難しく、クーリング・オフを主張することが困難です。

対応策としては、① 売るつもりがないなら毅然と断る。② 業者とは決して一人で会わない。③ 業者は古物商として古物商許可証もしくは古物行商従業者証の携帯が義務付けられているので、許可証を確認し、業者名や住所、連絡先を確認する。④ 買取条件が明示された書面をもらって、買い取り価格の計算根拠を確認する。

等が考えられます。

それでも被害に遭った場合には、取り戻せる可能性もありますので、あきらめずに消費生活センターに相談してください。

また業者に怖い思いをさせられた場合は最寄の警察に相談をしてください。